

HELICS協議会の活動

HELICS協議会は、国民の健康と良質な医療の提供を行うために必要な標準規格を審査し、医療情報標準化指針として採択します。また、厚生労働省の保健医療情報標準化会議は、医療情報標準化指針を基にわが国で利用されるべき医療情報分野の標準規格をさらに選定し、厚生労働省標準規格として認定しています。

医療情報標準化指針(HELICS指針)一覧 (2019年10月現在)

●各指針の詳細は、HELICS協議会のホームページをご覧下さい。

- HS001 医薬品HOTコードマスター
- HS005 ICD10対応標準病名マスター
- HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書
(患者への情報提供)
- HS008 診療情報提供書(電子紹介状)
- HS009 IHE統合プロファイル「可搬型医用画像」およびその運用指針
- HS011 医療におけるデジタル画像と通信(DICOM)
- HS012 JAHIS臨床検査データ交換規約
- HS013 標準歯科病名マスター
- HS014 臨床検査マスター
- HS016 JAHIS放射線データ交換規約
- HS017 HIS,RIS,PACS,モダリティ間予約,会計,
照射録情報連携指針(JJ1017指針)
- HS022 JAHIS処方データ交換規約
- HS024 看護実践用語標準マスター
- HS025 地域医療連携における情報連携基盤技術仕様
- HS026 SS-MIX2ストレージ仕様書および構築ガイドライン
- HS027 処方・注射オーダ標準用法規格
- HS028 ISO 22077-1:2015 保健医療情報—医用波形
フォーマットパート1:符号化規則
- HS030 データ入力用書式取得・提出に関する仕様
- HS032 HL7CDAに基づく退院時サマリー規約
- HS033 標準歯式コード仕様



(医療情報標準化指針一覧のページへ)



●一般社団法人医療情報標準化推進協議会(HELICS協議会)への入会のご案内

保健医療福祉分野も急速なICT化の波を受けて情報の標準化に関するニーズが急速に高まりつつあります。この動向を受けて、保健医療福祉情報の標準化活動を行う団体間での一貫性のある活動を実現するために、標準化の方針と内容について協議を行うことを目的として、HELICS協議会が設立されました。標準化活動にご関心が高い個人や団体(賛助会員)や標準化活動を行っている団体(社員)の入会をお待ちしております。入会案内等については、事務局までお問い合わせください。

一般社団法人 医療情報標準化推進協議会 事務局

(2019年5月10日から一般社団法人医療情報標準化推進協議会になりました)

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂一丁目1番地 三幸ビル2階 一般財団法人医療情報システム開発センター内

TEL:03-3267-1923 FAX:03-3267-1931 E-mail: helics-admin@umin.ac.jp

<http://helics.umin.ac.jp/>

一般社団法人

医療情報標準化推進協議会 (HELICS協議会)

日本の医療情報をバベルの塔にしないために

●貴方の病院の医療情報はこんな課題を抱えていませんか?

- ・他の病院から受け取った医療情報だがコードが違うので利用できない!
- ・他の病院からの紹介状を受け取ったが、元の病院の過去データを参照できない!
- ・過去の処方情報が参照できない!

医療情報の標準化
を進めよう!



- HELICS協議会は、医療情報に関する標準化を推進し、適用分野別に推奨すべき標準を審議・採択し、「医療情報標準化指針(HELICS指針)」として公開する活動を行っています。



医療情報標準化指針
(HELICS指針)

医療情報標準化指針
(HELICS指針)で、ネットワークを介した地域医療連携が実現できます。

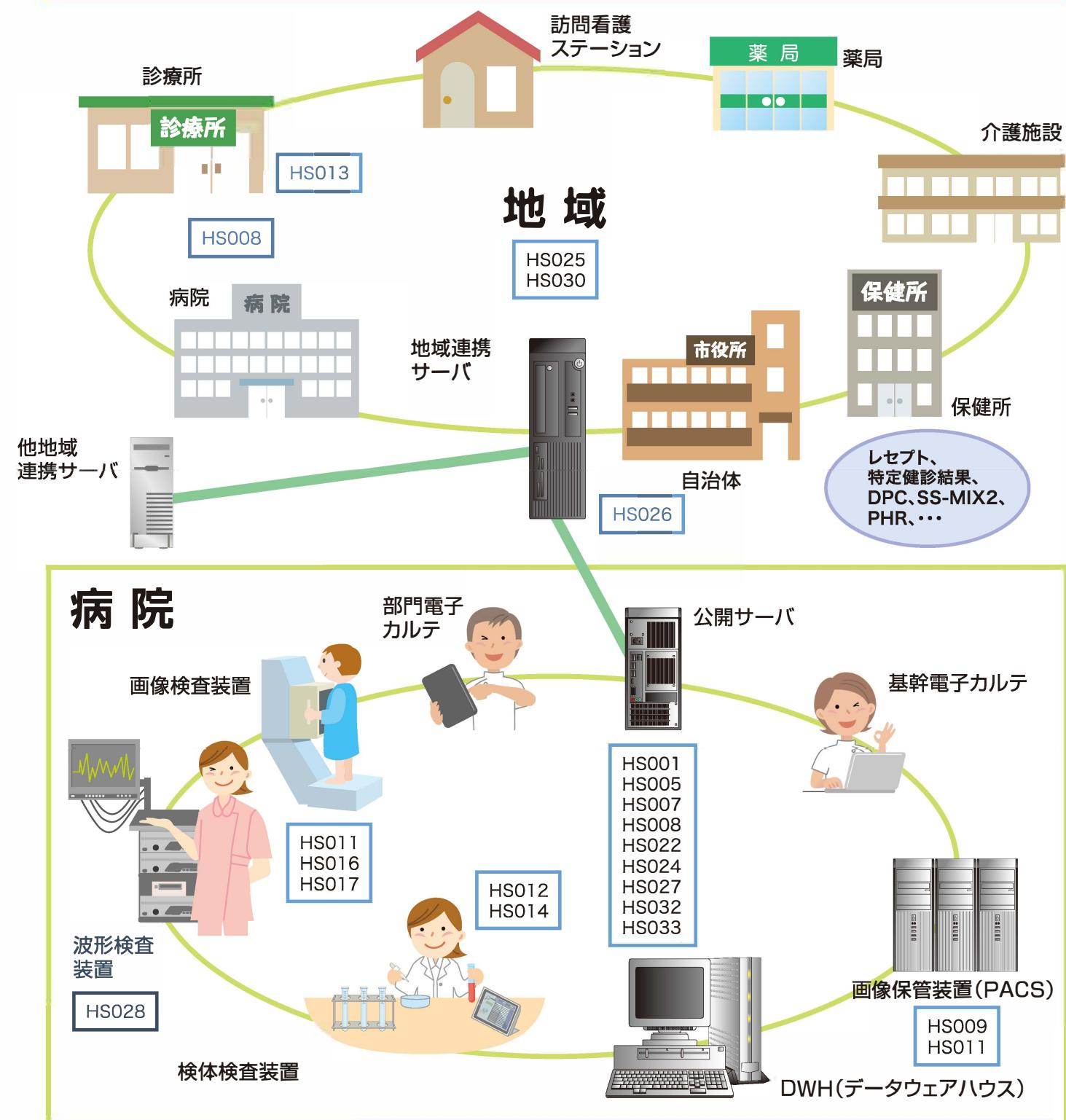


HELICS協議会は、2019年10月現在、医療情報システム開発センター(MEDIS-DC)、日本医学放射線学会(JRS)、日本医療情報学会(JAMI)、日本画像医療システム工業会(JIRA)、日本放射線技術学会(JSRT)、保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS)、日本HL7協会(HL7-J)、日本IHE協会(IHE-J)、日本放射線腫瘍学会(JASTRO)、流通システム開発センター(DSRI)の各団体が社員として参加し活動を行っております。

病院内および地域医療連携における標準規格

病院内では部門電子カルテと基幹電子カルテ、検査機器と電子カルテ、検査機器どうしなど多くのシステムや機器を、ネットワークを介して接続し活用していく必要があります。また、地域では病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護施設などが様々なシステムを活用して患者の保健医療情報の共有を行うことで、質の高い地域包括ケアを実現することができます。HELICS協議会では推奨すべき医療情報の標準規格を関連団体からの申請に基づいて医療情報標準化指針として審査し採択しており、これら指針の多くは厚生労働省標準規格として定められています。

診療の現場における情報の利用と適用可能な医療情報標準化指針

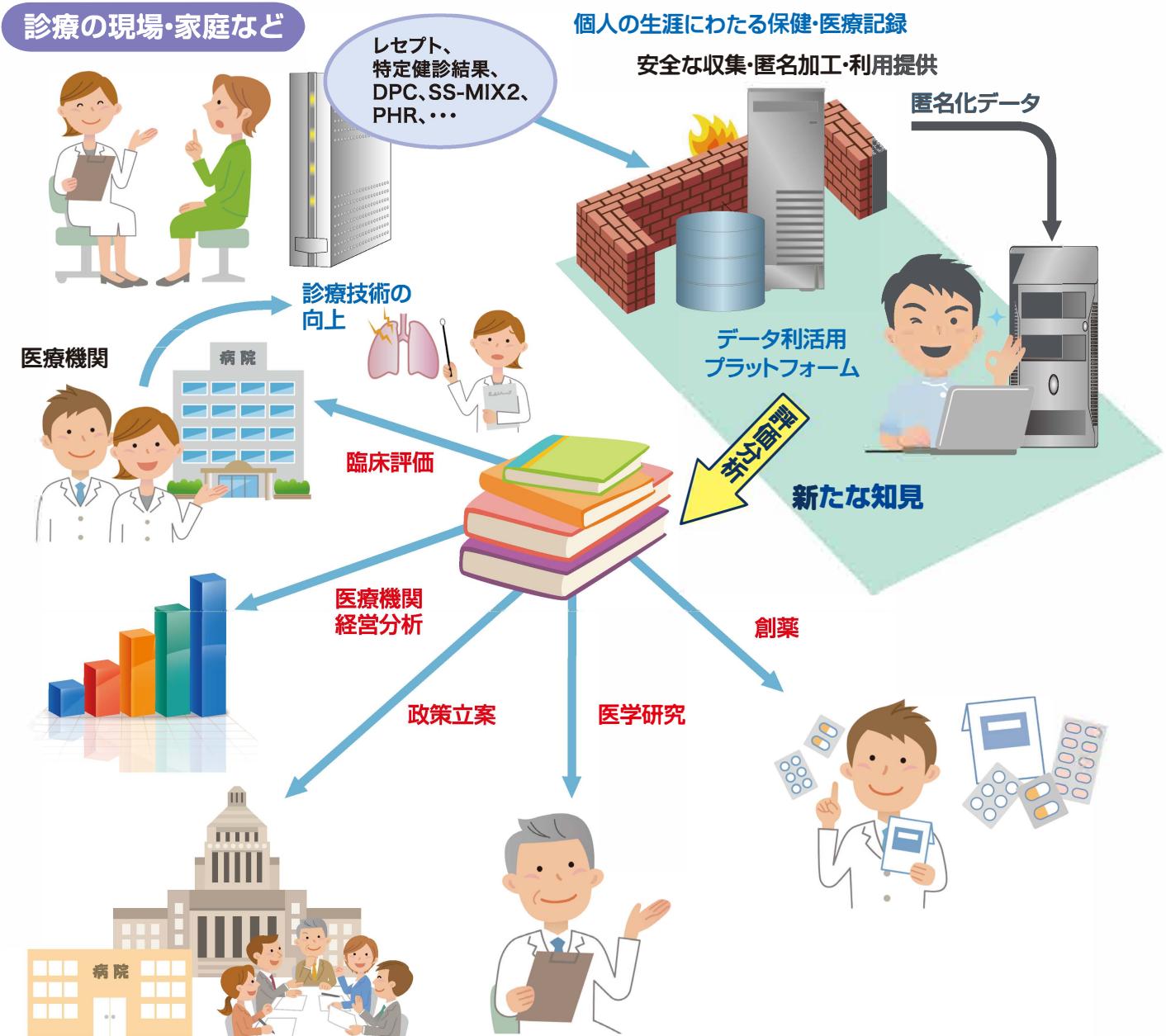


注) HSxxx は裏表紙の医療情報標準化指針(HELICS指針)番号を示す。

ICTを活用する保健医療システムへ

厚生労働省は、平成27年6月「保健医療2035提言書」^{*1,2}を発表しました。そこでは、「すべての人々が安心していきいきと活躍し続けられるように様々な暮らし方・働き方・生き方に対応できる20年先を見据えた保健医療システムをつくる」としています。このシステムの構築には、「つくる:集まるデータから生み出すデータへ」、「つなげる:分散したデータからデータ統合へ」、「ひらく:たこつぼから安全かつ開かれた利用へ」と3つのパラダイムシステムが必要とされています。貴重な保健医療データを活かす仕組みが必要とされているのです。

診療の現場・家庭など



この提言書に述べられていることを実現するためには、診療現場から生成される診療情報や個人の健康管理のために記録管理される保健医療データが、標準化され、プライバシーに配慮しつつ相互に関連付けられ、しかも安全に利用できる環境を整備しなければなりません。HELICS協議会は、会員相互の協力の下、関係機関と連携し保健医療データを安全に利活用できるプラットフォームの実現に向け、さらなる指針の発掘、整備に取り組んで参ります。

*1 : 保健医療2035 : <http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/hokeniryou2035/>

*2 : ICTを活用した「次世代型保健医療システム」の構築に向けて 一データを「つくる」・「つなげる」・「ひらく」- <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000150845.pdf>